

議案第 32 号

県教育委員会及び市町村教育委員会相互の連絡調整について

長野県教育委員会と佐久市教育委員会は、教育行政の適正かつ円滑な運営を図るため、別紙を取り交わし、これを実施する。

令和 6 年 6 月 21 日
佐久市教育委員会教育長

令和 6 年 6 月 日
佐久市教育委員会



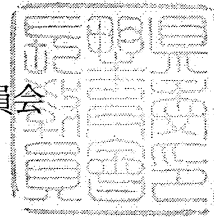
県教育委員会及び市町村教育委員会相互の連絡調整について

義務教育課

長野県教育委員会と市町村教育委員会（市町村学校組合教育委員会を含む。以下同じ。）は、全県的視野に立って教育行政の適正かつ円滑な運営を図るため、教職員（市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）の任免その他の進退等に関して、次の了解事項を取り交わし、令和6年 月 日から令和7年5月31日までの間これを実施するものとする。

令和6年 月 日

長野県教育委員会



佐久市 教育委員会

了 解 事 項

1 教職員の任免その他の進退について

- (1) 校長の任免その他の進退については、市町村の実情を勘案し全県的立場に立って、長野県教育委員会と市町村教育委員会とが十分連絡の上、内申案を得て速やかに事務処理を行うものとする。
- (2) 副校長の任免その他の進退については、市町村の実情を勘案し広い視野、全県的立場に立って、長野県教育委員会と市町村教育委員会とが十分連絡の上、内申案を得て速やかに事務処理を行うものとする。
- (3) 教頭の任免その他の進退については、市町村の実情を勘案し広い視野に立って、長野県教育委員会と市町村教育委員会とが十分連絡の上、内申案を得て速やかに事務処理を行うものとする。
- (4) 教職員（校長を除く。）の任免その他の進退については、校長の意見を尊重する。
- (5) 教員（教育職員免許法第2条に規定する教育職員をいう。以下同じ。）の新規採用については、長野県教育委員会教育長が採用候補者として推薦する者を内申する。

2 令和7年度教職員人事異動の基本方針について

令和7年度教職員の人事異動の実施に当たっては、長野県教育委員会は、市町村教育委員会の意見を尊重して異動の基本方針を確立し、両者協力してその実現を期するものとする。

3 1及び2の取扱いについては、別紙覚書によって適正に行う。

4 人事の仕組みの検討について

義務教育関係教職員の人事の仕組みについては、中核市を含む市町村への人事権の移譲のあり方等を踏まえ、関係機関の意見を聞きながら、多角的に検討するものとする。

5 人事異動方針の見直しについて

人事異動方針の実施状況を踏まえながら、適宜見直しを行う。

(別 紙)

覚 書

1 教職員の人事について

人事についての秘密を厳守する。

(1) 校長について（昇任の場合を含む。）

ア 長野県教育委員会は、市町村教育委員会と連絡の上、異動原案を作成する。

イ 市町村教育委員会は、異動原案により成案を得て速やかに県教育委員会に内申書を提出する。

(2) 副校長について（昇任の場合を含む。）

ア 長野県教育委員会は、市町村教育委員会と連絡の上、校長の意見を尊重し、異動原案を作成する。

イ 市町村教育委員会は、異動原案により成案を得て速やかに県教育委員会に内申書を提出する。

(3) 教頭について（昇任の場合を含む。）

ア 長野県教育委員会は、市町村教育委員会と連絡の上、校長の意見を尊重し、異動原案を作成する。

イ 市町村教育委員会は、異動原案により成案を得て速やかに県教育委員会に内申書を提出する。

(4) 教員について

ア 教員の人事については、これを校長に立案させることが望ましい。

イ 校長は、上記立案にあたり、市町村教育委員会及び長野県教育委員会と十分に連携を図るものとする。

ウ 市町村教育委員会は（４）アの校長の立案を踏まえ、内申書を作成し県教育委員会に提出する。

エ 長期在職者の異動については、校長の意見を尊重し、市町村教育委員会と県教育委員会が十分に協議し、適切に対応するものとする。

(5) 新規採用について

市町村教育委員会は、長野県教育委員会教育長が選考した適任者を内申する。

2 連絡の方法について

(1) 長野県教育委員会は、常時市町村教育委員会と連絡を取り合う。

ア 担当主幹指導主事は、学校訪問等により努めて市町村教育委員会と連絡を密にする。

イ 担当主幹指導主事は、郡市連絡協議会あるいは教育長の会合等には努めて出席し連絡を図る。

(2) 特に連絡をする機会

10月から2月の間において、担当主幹指導主事は、全般的な打合せや個々面談による連絡の機会をつくる。この際の市町村教育委員会の出席者は、原則、教育長とする。

3 令和7年度人事異動については、2月中旬を目途として異動原案の作成を完了する。

4 令和7年度人事異動の最終決定は3月中旬とする。

議案第 33 号

佐久市英語教育推進委員会設置要綱の制定について

佐久市英語教育推進委員会設置要綱を、別紙のとおり制定する。

令和 6 年 6 月 21 日
佐久市教育委員会教育長

令和 6 年 6 月 日
佐久市教育委員会

佐久市英語教育推進委員会設置要綱の制定について

【議案説明及び制定理由】

社会のグローバル化に対応し、国際社会で活躍できる人材が求められる中
にあって、佐久市立小学校及び中学校における英語教育の充実を図るため、
その施策の推進に関し調査及び検討を行うための機関を設置しようとする
ものであります。

佐久市英語教育推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 佐久市立小学校及び中学校（以下「市立小・中学校」という。）に
おける英語教育の充実を図るため、佐久市英語教育推進委員会（以下「委
員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、意見を述
べる。

- (1) 佐久市英語教育推進計画の策定に関する事項
- (2) 児童生徒の英語力の向上を図る施策等の総合的な推進に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、英語教育の推進に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから佐久市教育委員会（以下「教育委員会」
という。）が委嘱する。

- (1) 教育長
- (2) 市立小・中学校の代表校長
- (3) 英語教育について識見を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の
任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、教育長をもって充て、副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会は、必要に応じ部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

議案第 3 4 号

佐久市就学支援委員会委員の委嘱について

佐久市就学支援委員会条例（平成 1 7 年佐久市条例第 1 9 4 号）第 3 条の規定により、別紙のとおり委嘱する。

令和 6 年 6 月 2 1 日
佐久市教育委員会教育長

令和 6 年 6 月 日
佐久市教育委員会

佐久市就学支援委員会委員（案）

（任期【残任期間】：令和６年７月１日～令和７年５月３１日）

ふりがな 氏 名	住 所	所属等	新任・再任
こうづ きみこ 神津 公子	佐久市志賀	佐久人権擁護委員・ 元佐久市福祉部長	新任
みやざわ めぐみ 宮沢 恵	佐久市中込	佐久市子育て支援課 岩村田保育園長	新任
ふじさわ なおこ 藤澤 直子	佐久市鳴瀬	高瀬小学校長	新任
ほその まさえ 細野 正江	佐久市岩村田	浅間中学校	新任
もりいずみ ゆうだい 森 泉 雄大	佐久市岩村田	浅間総合病院 リハビリテーション科	新任
くらた みのも 倉田 稔	小諸市市	小諸養護学校教頭	新任

様式第2号（第10関係）

審議会等取扱簿

会の名称	佐久市就学支援委員会
設置根拠	佐久市就学支援委員会条例第1条の規定
設置目的・趣旨	障害のある就学予定者及び児童生徒の早期からの就学相談及び一貫した教育支援を行うため。
設置年月日	平成17年4月1日
所管課	学校教育部 学校教育課 学務係 電話：0267-62-3478 ファックス：0267-62-7862
その他	

委員名簿

任期 令和5年6月1日から2年間

役職	氏名	所属団体等
	臼田 哲文	元養護学校長（学校教育課 就学支援専門員）
	茂木 克弘	元教諭（学校教育課 就学支援専門員）
	宮下 はるみ	佐久市福祉課（公認心理師）
	羽毛田 和彦	佐久市子育て支援課（佐久市子ども特別対策推進員）
	土屋 美知	岩村田保育園長
	佐藤 直哉	佐久市福祉課（佐久市療育支援センター児童発達支援管理責任者）
	矢嶋 正一	浅間総合病院（リハビリテーション科長）
	菅原 敏明	佐久医師会（佐久中央医院）
	新井 隆広	佐久医師会（浅間総合病院）
	銭谷 清子	泉小学校長

	川村 智子	岩村田小学校教諭
	儘田 泰子	望月小学校教諭
	黒岩 美記子	中込中学校教諭
	佐藤 孝子	浅間中学校教諭
	柳澤 徹	小諸養護学校教頭

議案第 35 号

佐久市不登校等対策連絡協議会委員の委嘱について

佐久市不登校等対策連絡協議会設置要綱（平成 17 年佐久市教育委員会告示
第 2 号）第 3 条の規定により、別紙のとおり委嘱する。

令和 6 年 6 月 21 日
佐久市教育委員会教育長

令和 6 年 6 月 日
佐久市教育委員会

不登校等対策連絡協議会委員（案）

（任期：令和 6 年 7 月 1 日～令和 7 年 6 月 3 0 日）

氏 名 ふりがな	住 所	所属等	新任・再任
いしざか あつし 石坂 篤	佐久市原	野沢南高等学校教諭	新任
なかむら つとむ 中村 努	佐久市志賀	東小学校長	新任
せきぐち めぐみ 関口 めぐみ	佐久市中込	佐久市健康づくり 推進課	新任

様式第2号（第10関係）

審議会等取扱簿

会の名称	佐久市不登校等対策連絡協議会委員
設置根拠	佐久市不登校等対策連絡協議会設置要綱
設置目的・趣旨	市内の小・中学校における不登校等の実態の把握と児童生徒への支援について具体的な活動を行い、全市一体となって問題解決を図るために設置する。また、「不登校等対策委員会」等との連携を図り、総合的な対策を検討する。
設置年月日	平成17年4月1日
所管課	佐久市教育委員会事務局 学校教育部 学校教育課 学務係 電話 0267-62-3478 ファックス 0267-62-7862
その他	

委員名簿

任期 令和5年7月1日から令和7年6月30日

役職	氏名	所属団体等
委員	よだ みどり 依田 緑	元スクールメンタルアドバイザー
委員	くらつば ともゆき 倉坪 知之	野沢南高校定時制教頭
委員	はら はるお 原 治夫	フリースクール佐久代表
委員	ふじさわ なおこ 藤澤 直子	高瀬小学校校長
委員	きたがいと ひろし 北垣内 博	中込中学校校長
委員	たかはし じゅん 高橋 淳	佐久医師会
委員	ふくしま ともみ 福島 智美	平根保育園園長
委員	こいけ ちあき 小池 千晶	佐久市健康づくり推進課
委員	あまり ゆみえ 甘利 由美恵	P-Smile 親の会
委員	はやし まさゆき 林 将行	ハートフルフレンド

議案第 36 号

佐久市英語教育推進委員会委員の委嘱について

佐久市英語教育推進委員会設置要綱第 3 条の規定により、別紙のとおり委嘱する。

令和 6 年 6 月 21 日
佐久市教育委員会教育長

令和 6 年 6 月 日
佐久市教育委員会

佐久市英語教育推進委員会委員（案）

（任期：令和６年７月１日～令和８年６月３０日）

ふりがな 氏 名	住 所	所属等
よしおか みちあき 吉岡 道明	佐久市中込	佐久市教育委員会教育長
なかざわ いずみ 仲沢 いずみ	佐久市伴野	岸野小学校長
いいじま ひろき 飯島 廣樹	佐久市協和	望月中学校長
にしむら ひでゆき 西村 秀之	東京都町田市	玉川大学准教授
こばやし ひろし 小林 浩	佐久市岩村田	佐久長聖中学校長
よしざわ たかのぶ 吉澤 貴靖	佐久市野沢	元佐久市教育委員会教育委員
マーク コックス	佐久市協和	佐久市 ALT コーディネーター
かなもり てる お 金森 輝雄	佐久市桜井	佐久市地域英語コミュニケーション事業アドバイザー
ろくがわ すすむ 六川 進	佐久市中込	佐久市教育委員会事務局学校教育課指導主事

様式第2号（第10関係）

審議会等取扱簿

会の名称	佐久市英語教育推進委員会委員
設置根拠	佐久市英語教育推進委員会設置要綱
設置目的・趣旨	佐久市立小学校及び中学校（以下「市立小・中学校」という。）における英語教育の充実を図るため、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、意見を述べる。 （１）佐久市英語教育推進計画の策定に関する事項 （２）児童生徒の英語力の向上を図る施策等の総合的な推進に関する事項 （３）前２号に掲げるもののほか、英語教育の推進に必要な事項
設置年月日	令和６年６月２１日
所 管 課	佐久市教育委員会事務局 学校教育部 学校教育課 学務係 電話 0267-62-3478 ファックス 0267-62-7862
そ の 他	

委員名簿

任期 令和６年７月１日から令和８年６月３０日

役職	氏名	所属団体等
	新規委嘱	

議案第 37 号

佐久市立中込小学校施設長寿命化改修地域協議会設置要綱の制定
について

佐久市立中込小学校施設長寿命化改修地域協議会設置要綱を、別紙のとおり
制定する。

令和 6 年 6 月 21 日
佐久市教育委員会教育長

令和 6 年 6 月 日
佐久市教育委員会

佐久市立中込小学校施設長寿命化改修地域協議会設置要綱の制定
について

【制定理由】

これは、佐久市学校施設の長寿命化計画に基づき、佐久市立中込小学校の長寿命化改修を進めるに当たって、必要な事項について調査及び検討を行うための機関を設置するものであります。

佐久市立中込小学校施設長寿命化改修地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 佐久市学校施設の長寿命化計画に基づき、佐久市立中込小学校（以下「中込小学校」という。）の長寿命化改修を進めるため、佐久市立中込小学校施設長寿命化改修地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、意見を述べる。

- (1) 中込小学校の施設整備に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、中込小学校の長寿命化改修に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 中込小学校に在学する児童の保護者
- (2) 中込小学校が所在する地域の住民
- (3) 中込小学校を支援する団体等の代表者
- (4) 中込小学校の教職員
- (5) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、令和7年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたとき、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部教育施設課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

議案第 38 号

佐久市公民館運営審議会委員の委嘱について

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 30 条及び佐久市公民館条例（平成 17 年条例第 204 号）第 4 条の規定により、別紙のとおり委嘱する。

令和 6 年 6 月 21 日
佐久市教育委員会教育長

令和 6 年 6 月 日
佐久市教育委員会

佐久市公民館運営審議会委員（案）

任期【残任期間：令和6年7月1日～令和7年9月30日】

氏 名	住 所	所属	新任・再任
はら ひでまさ 原 英正	佐久市根岸	社会教育関係者 （佐久市人権同和教育代表 推進員）	新任
さ さ き まさおみ 佐々木 将臣	佐久市平賀	家庭教育関係者 （佐久市P T A連合会会長）	新任

様式第2号（第10関係）

審議会等取扱簿

会の名称	佐久市公民館運営審議会
設置根拠	社会教育法 佐久市公民館条例 佐久市公民館運営審議会規則
設置目的・趣旨	公民館事業の企画及び実施について調査及び審議をする
設置年月日	平成17年4月1日
所管課	社会教育部 生涯学習課 公民館係 電話 0267-66-0551 ファックス 0267-66-0553
その他	【法定】定員20名以内 ① 学校教育及び社会教育の関係者 ② 家庭教育の向上に資する活動を行う者 ③ 学識経験のある者

委員名簿

任期 令和5年10月1日から 2年間

役職	氏名	所属団体等
会長	柳澤 優子	学識経験者（旧臼田町公民館報編集委員）
職務代理者	小林 英明	学識経験者（地域公民館長）
委員	黒沢 知博	佐久市立中佐都小学校長
委員	金子 修一	佐久市地域公民館連絡協議会長
委員	竹内 真一	佐久市区長会理事
委員	櫻井 美智子	佐久市シニアクラブ連合会女性部長
委員	金森 輝雄	人権同和教育推進員
委員	白井 清治	佐久市少年センター補導委員協議会副会長
委員	竹田 チヨ子	佐久市男女共生ネットワーク副会長
委員	久保田 美津枝	佐久市公民館学習グループ連絡協議会
委員	白石 奈美	佐久市PTA連合会長
委員	小澤 酉代	学識経験者（元野沢公民館長）
委員	塩川 里美	学識経験者（元浅科公民館長）
委員	窪田 光男	学識経験者（佐久市公民館報編集員長）
委員	土屋 しのぶ	学識経験者（公民館料理教室講師）
委員	山田 久美子	学識経験者（元佐久市公民館報編集員）
委員	小林 一洋	学識経験者（元教職員）